

神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和 2 年 3 月13 日 (金曜日)

定期 第 88 号

毎週火曜日及び金曜日発行

購読料
一箇月 二、九三〇円 一箇年 三三、一六〇円
(消費税・地方消費税・送料込み)
本号一部 三六〇円 (消費税及び地方消費税込み)

発行
横浜市 中区 日本大通一
神奈川県政策局政策部政策法務課
電話横浜(〇四五)二一〇一一一一

印刷
横浜市鶴見区矢向三一五二七
野崎印刷紙器株式会社
電話横浜(〇四五)五七一三三〇八

目次	ページ	
○規則		地方自治法に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数 172
興行場法施行細則の一部を改正する規則 (健康医療・生活衛生課)	169	地方自治法等に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1等の数 173
○告示		○警察本部告示
市街地再開発組合の事業計画の変更認可 (県土整備・都市整備課)	170	交番その他の派出所及び駐在所の名称及び位置の一部改正 (警察・警務課) 173
道路の区域変更 (3件) (県土整備・道路管理課)	170	○公告
建築基準法による道路の位置の指定 (県土整備・建築指導課)	171	特定非営利活動法人の定款の変更認証申請 (政策・NPO協働推進課) 173
○監査委員公表		開発行為に関する工事の完了 (厚木土木事務所) 173
監査の結果により講じた措置について	171	二級建築士試験及び木造建築士試験の実施 (県土整備・建築安全課) 174
○選挙管理委員会告示		○入札公告
地方自治法に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数 172		一般競争入札の中止 (教委・財務課) 175

特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告以外の入札公告は、各発注機関がかながわ電子入札共同システム (URL <http://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>) の入札情報サービスシステムに掲載します。なお、特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告は、県公報に掲載します。

規 則	
<p>興行場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。</p> <p>令和 2 年 3 月13 日</p> <p style="text-align: right;">神奈川知事 黒 岩 祐 治</p> <p>神奈川規則第13号</p> <p style="text-align: center;">興行場法施行細則の一部を改正する規則</p> <p>興行場法施行細則 (昭和36年神奈川規則第94号) の一部を次のように改正する。</p> <p>第 2 条第 2 項を次のように改める。</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、仮設興行場の営業許可申請で当該申請に係る仮設興行場に機械換気設備及び空気調和設備がない場合には、第 4 号及び第 5 号に掲げる書類を添えることを要しない。</p> <p>(1) 配置図</p> <p>(2) 各階平面図</p> <p>(3) 立面図</p> <p>(4) 機械換気設備又は空気調和設備の概要書</p> <p>(5) 前号の設備が中央管理方式の場合にあつては、当該設備の系統図</p> <p>(6) 付近200メートル以内の見取図</p> <p>第 3 条中「(第 4 号様式)」を「(第 2 号様式)」に改め、同条に次の 1 項を加える。</p> <p>2 前項の承継届には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えなければならない。</p>	<p>(1) 相続による承継の場合 戸籍謄本及び相続人が 2 人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書</p> <p>(2) 合併による承継の場合 合併後存続する法人又は合併により設立された法人の定款又はこれに準ずる書類の写し及び登記事項証明書</p> <p>(3) 分割による承継の場合 当該営業を承継した法人の定款又はこれに準ずる書類の写し、登記事項証明書及び当該営業を承継したことを証明する書類</p> <p>第 4 条中「(第 5 号様式)」を「(第 3 号様式)」に、「(第 6 号様式)」を「(第 4 号様式)」に改め、同条に次の 1 項を加える。</p> <p>2 前項の規定による変更の届出が構造設備 (照明設備を除く。) の変更に係るときは、当該変更に係る第 2 条第 2 項各号 (第 6 号を除く。) に掲げる書類を前項の変更届に添えなければならない。</p> <p>第 5 条第 2 号中「前号の壁、仕切り等に常時開放された開口部がある場合は、当該開口部」を「喫煙所の出入口」に改める。</p> <p>第 6 条中「(第 7 号様式)」を「(第 5 号様式)」に改め、本則に次の 1 条を加える。</p> <p>(台帳)</p> <p>第 7 条 保健福祉事務所長は、興行場台帳を備え、所要の事項を記載し、記載内容の変更のあるごとに整理しなければならない。</p> <p>第 1 号様式 (表) 中</p>

この公報は再生紙を使用しています

種 別	映画・演劇・音楽・スポーツ・演芸・見せ物
-----	----------------------

を

種 別	映画・演劇・音楽・スポーツ・演芸・観せ物
仮設興行場にあつては、その興行期間	年 月 日から 年 月 日までの 日間

に

改め、添付書類を削り、同様式(裏)中

有・無	壁、仕切り等の構造	
	常時開放された開口部	有・無
	気流を生じさせる設備	
	煙排出設備	

を

有・無	壁、仕切り等の構造	
	気流を生じさせる設備	
	煙排出設備	

に

改める。

第2号様式及び第3号様式を削る。

第4号様式の添付書類を削り、同様式を第2号様式とする。

第5号様式中

「氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)」を

「住所(法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名)」に、

「第4条の」を「第4条第1項の」に改め、添付書類を削り、同様式を第3号様式とする。

第6号様式中

「氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)」を

「住所(法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名)」に、

「第4条の」を「第4条第1項の」に改め、同様式を第4号様式とし、第7号様式を第5号様式とする。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

告 示

神奈川県告示第73号

都市再開発法(昭和44年法律第38号)第38条第1項の規定により、市街地再開発組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。
令和2年3月13日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 組合の名称
小田急相模原駅前西地区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間
平成27年2月20日から令和2年3月31日まで
- 3 施行地区
座間市相模が丘一丁目149番1から149番3まで、150番1、151番1、154番1から154番4まで、162番4、163番1、164番1から164番7まで、165番、166番1、167番1、167番3、168番1から168番3まで、168番8、168番11及び169番1から169番4まで並びに公有地の一部
- 4 事務所の所在地
座間市相模が丘一丁目25番1号 リビオタワー小田急相模原コモンズさま
- 5 設立認可の年月日
平成27年2月20日
- 6 事業計画の変更の認可の年月日
令和2年3月13日

神奈川県告示第74号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、神奈川県県土整備局道路部道路管理課及び神奈川県横須賀土木事務所において、令和2年3月13日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年3月13日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 道路の種類
県道
- 2 路線名
横須賀葉山
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	敷地の延長
横須賀市平作三丁目2,116番1から	旧	30.2メートルから	33メートル
同 2,157番2まで		31.5メートルまで	
同	新	29.1メートルから 31.5メートルまで	同

神奈川県告示第75号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、

次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、神奈川県県土整備局道路部道路管理課及び神奈川県西土木事務所において、令和 2 年 3 月 13 日から 2 週間、一般の縦覧に供する。

令和 2 年 3 月 13 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 道路の種類

県道

2 路線名

秦野二宮

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	敷地の延長
足柄上郡中井町井ノ口字西ノ窪1,843番2から	旧	7.7メートルから	19メートル
同 1,844番2まで		7.9メートルまで	
同	新	9.9メートルから	同
		10.1メートルまで	

神奈川県告示第76号

神奈川県告示第77号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図面は、神奈川県厚木土木事務所において縦覧に供する。

令和 2 年 3 月 13 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

指 定 年 月 日	指 定 番 号	指 定 し た 道 路 の 位 置	延 長	幅 員
令和 2 年 2 月 28 日	第 R 0 1 指 道 厚 土 0 0 0 0 1 号	愛甲郡愛川町中津字北原36の1の一部	メートル 29.30	メートル 5.00

監 査 委 員 公 表

神奈川県監査委員公表第 5 号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、神奈川県議会議長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

令和 2 年 3 月 13 日

神奈川県監査委員 村 上 英 嗣
 同 太 田 眞 晴
 同 吉 川 知 恵 子
 同 桐 生 秀 昭
 同 松 崎 淳

1 措置の対象となった監査の結果

令和元年12月3日（神奈川県公報号外第42号）神奈川県監査委員公表第13号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち議会局分

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、神奈川県県土整備局道路部道路管理課及び神奈川県西土木事務所において、令和 2 年 3 月 13 日から 2 週間、一般の縦覧に供する。

令和 2 年 3 月 13 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 道路の種類

県道

2 路線名

平塚松田

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	敷地の延長
足柄上郡中井町井ノ口字西ノ窪1,844番9から	旧	12.4メートルから	47メートル
同 1,844番16まで		18.7メートルまで	
同	新	14.4メートルから	同
		20.6メートルまで	

1 か所に係る 2 事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
経理課	令和元年10月1日 (令和元年8月7日及び同月8日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 1 議会専用バスの賃貸借契約ほか21件(平成30年度支払額計5,032,037円)に係る履行確認に当たり、会計局長通知に基づいて検査日を平成31年3月31日とすべきところ、同月29日としていた。 2 神奈川県議会議員定期健康診断業務委託契約(単価契約、精算額784,200円)について、実際に履行確認をした日と異なる日付を確認日としていた。	不適切事項の契約事務については、次のとおり措置した。 1 検査日の誤りについては、会計局長通知の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、通知の内容を十分確認するとともに、課内で情報共有することとした。併せて、会計文書に關係する通知類を添付することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 履行確認をした日の誤りについては、履行後の速やかな確認を優先したため、履行確認をした日を実施内訳表に基づき確認した日とすべきところ、実施内訳表の提出前に口頭により実施状況を確認した日としていたものである。 今後は、このようなことがないよう、受託者に早期に実施内訳表を提出するよう要請し、実施内訳表により、早期かつ確実に履行を確認し、適正な事務執行に努めることとした。

選挙管理委員会告示

神奈川県選挙管理委員会告示第 4 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、153,209である。

令和2年3月13日

神奈川県選挙管理委員会
委員長 村上健司

神奈川県選挙管理委員会告示第 5 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数、次のとおりである。

令和2年3月13日

神奈川県選挙管理委員会
委員長 村上健司

選挙区名	選挙区内において選挙権を有する者の総数の3分の1の数
横浜市鶴見区	79,603
同 神奈川県	66,888
同 西区	28,344
同 中区	39,392
同 南区	55,336
同 港南区	60,969
同 保土ヶ谷区	57,409
同 旭区	69,736
同 磯子区	46,589

同	金 沢 区	56,013
同	港 北 区	96,712
同	緑 区	49,841
同	青 葉 区	85,321
同	都 筑 区	56,608
同	戸 塚 区	77,754
同	栄 区	34,086
同	泉 区	42,817
同	瀬 谷 区	34,479
川 崎 市	川 崎 区	63,055
同	幸 区	46,579
同	中 原 区	70,951
同	高 津 区	63,266
同	宮 前 区	63,432
同	多 摩 区	59,607
同	麻 生 区	49,027
相 模 原 市	緑 区	47,612
同	中 央 区	75,133
同	南 区	77,482
横 須 賀 市		113,757

平塚市	71,682
鎌倉市	50,110
藤沢市	120,153
小田原市	53,931
茅ヶ崎市	67,872
逗子市・葉山町	26,077
三浦市	12,672
秦野市	45,100
厚木市	61,821
大和市	65,819
伊勢原市	27,905
海老名市	36,925
座間市	36,802
南足柄市・足柄上	30,514
綾瀬市	22,720
寒川町	13,425
大磯町・二宮町	17,641

足柄下	12,842
愛川町・清川村	11,677

神奈川県選挙管理委員会告示第 6 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第 1 項、第81条第 1 項及び第86条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と40万に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数は、1,057,552である。

令和 2 年 3 月13日

神奈川県選挙管理委員会

委員長 村 上 健 司

警 察 本 部 告 示

神奈川県警察本部告示第 2 号

交番その他の派出所及び駐在所の名称及び位置（平成 6 年神奈川県警察本部告示第15号）の一部を次のように改正し、令和 2 年 3 月17日から施行する。

令和 2 年 3 月13日

神奈川県警察本部長 大 賀 眞 一

1 交番及び駐在所の名称及び位置の表港北警察署の項日吉駅前交番の項の次に次のように加える。

日吉東交番	同	日吉5丁目11番6号
-------	---	------------

公 告

特定非営利活動促進法第25条第 4 項の規定により特定非営利活動法人の定款の変更認証申請がありましたので、次のとおり公告します。

令和 2 年 3 月13日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

申請のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
令和 2 年 2 月26日	NPO法人こころみ	益田麻衣子	小田原市中町一丁目 8 番 6 号	この法人は、子ども及びその保護者に対して、「笑顔のつながりで仕合わせを広げる。」という基本理念に立ち、神奈川県西地域で子どもを育む環境の整備に関する事業を行い、子どもの健全育成及び住みやすいまちづくりに寄与することを目的とする。

都市計画法第36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和 2 年 3 月13日

神奈川県厚木土木事務所長 久 保 徹

1

開発区域に含まれる地域の名称	海老名市望地 2 -266の14ほか9筆及び 2 -341の 2 の一部
----------------	--------------------------------------

開発区域の面積	1,195.19平方メートル
開発許可を受けた者の住所	相模原市中央区富士見 2 - 8 の 8
開発許可を受けた者の氏名	住宅情報館株式会社 代表取締役 黒羽 秀朗
開発許可年月日及び許可番号	平成30年10月30日 神奈川県指令厚土東第610073号 (令和 2 年 1 月30日 神奈川県指令厚土東第610097号)

(変更許可)	
2	
開発区域に含まれる地域の名称	座間市座間 2-2, 418 の 1 ほか 10 筆
開発区域の面積	1,342.58 平方メートル
開発許可を受けた者の住所	海老名市東柏ケ谷 2-24 の 4
開発許可を受けた者の氏名	株式会社圓商事 代表取締役 岸野 俊一
開発許可年月日及び許可番号	令和元年 7 月 25 日 神奈川県指令厚土東第 610035 号

建築士法第 13 条の規定により、令和 2 年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施します。

令和 2 年 3 月 13 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 試験の期日、時間及び場所

(1) 二級建築士試験

ア 学科の試験

令和 2 年 7 月 5 日(日) 午前 10 時 10 分から午後 5 時 20 分まで

藤沢市亀井野 1,866 日本大学生物資源科学部

イ 設計製図の試験

令和 2 年 9 月 13 日(日) 午前 11 時から午後 4 時まで

藤沢市亀井野 1,866 日本大学生物資源科学部

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験

令和 2 年 7 月 12 日(日) 午前 10 時 10 分から午後 5 時 20 分まで

川崎市多摩区東三田 2-1 の 1 専修大学(生田キャンパス)

イ 設計製図の試験

令和 2 年 10 月 11 日(日) 午前 11 時から午後 4 時まで

川崎市多摩区東三田 2-1 の 1 専修大学(生田キャンパス)

2 受験資格

建築士法第 15 条各号のいずれかに該当する者とします。

3 受験申込手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間

令和 2 年 3 月 25 日(水)から同月 31 日(火)まで

イ 郵送先

郵便番号 102-0094 東京都千代田区紀尾井町 3 の 6 紀尾井町パークビル 公益財団法人建築技術教育普及センター 一本部

ウ 受験申込書の受付

受験申込書の受付は、簡易書留により郵送されたもので、

令和 2 年 3 月 31 日(火)までの日付の消印のあるものに限りに行います。

(2) 受付場所における受験申込み

ア 受付期間及び受付時間

令和 2 年 4 月 9 日(木)から同月 13 日(月)までの午前 10 時から午後 5 時まで

イ 受付場所

横浜市中区太田町 2-22 神奈川県建設会館 2 階講堂

ウ 受験申込書の受付

受験申込書の受付は、イの受付場所に、原則として申込者本人が当該申込書を直接提出したものに限り行います。

(3) インターネットによる受験申込み

ア インターネットによる受験申込みが可能な者

インターネットによる受験申込みについては、次のいずれかに該当する者に限り行うことができます。

(イ) 二級建築士試験を受験しようとする者で平成 16 年以降に二級建築士試験の受験申込みをしたもののうち、受験申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者

(ロ) 木造建築士試験を受験しようとする者で平成 16 年以降に木造建築士試験の受験申込みをしたもののうち、受験申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者

イ 受付期間

令和 2 年 4 月 13 日(月)午前 10 時から同月 20 日(月)午後 4 時まで

ウ 受験申込みの方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(URL <https://www.jaeic.or.jp/>)において、必要な事項を入力して申し込んでください。

4 学科の試験の免除の申請

学科の試験の免除の申請は、平成 30 年又は令和元年の学科の試験に合格した者に限り行うことができます。免除の申請は、平成 30 年若しくは令和元年の試験(他の都道府県知事が行ったものを含む。)の学科の試験の合格通知書又は平成 30 年若しくは令和元年の設計製図の試験の不合格通知書で令和 2 年の学科の試験が免除できる旨記載されたものを貼付して行ってください。

5 受験票の交付等

受験票(受験番号、試験場等を明記したもの)については、原則として、令和 2 年 6 月 12 日(金)頃、受験有資格者に発送します。

6 合格者の発表及び合否の通知

(1) 学科の試験

ア 二級建築士試験

令和 2 年 8 月 25 日(火)(予定)

イ 木造建築士試験

令和 2 年 9 月 8 日(火)(予定)

(2) 設計製図の試験

令和 2 年 12 月 3 日(木)(予定)

(3) 合否の通知

合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知します。

7 合否判定基準の公表

合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準を公益財団法人建築技術教育普及センター支部等に掲示します。

8 受験申込書の配布

(1) 郵送による配布

ア 請求期間

令和 2 年 3 月 9 日(月)午前10時から同月19日(木)午後 5 時まで

イ 郵送費用

請求者の負担とします。

ウ 請求方法

インターネット又はファクシミリにより請求してください。

インターネットによる場合は、公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページから請求してください。

ファクシミリによる場合は、氏名、送付先住所、電話番号、請求する受験申込書の試験種別(「二級」又は「木造」)及び申込区分(「学科の試験から」又は「設計製図の試験のみ」)を必ず明記し、公益財団法人建築技術教育普及センター受験申込書配布係(ファクシミリ (03) 6809-5862)まで請求してください。

(2) 受付窓口等における配布

令和 2 年 3 月 16 日(月)から 4 月 13 日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)、一般社団法人神奈川県建築士会並びにかながわ県民センター県政情報コーナー、川崎県民センター県政情報コーナー及び神奈川県の各地域県政総合センターの県政情報コーナーで配布します。

なお、令和 2 年 4 月 11 日(土)及び同月 12 日(日)については、一般社団法人神奈川県建築士会に限り配布を行います。

9 その他

(1) この試験の実施に関する事務は、神奈川県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターが行います。

(2) 設計製図の試験の課題は、令和 2 年 6 月 10 日(水)頃から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページにおいて公表します。

(3) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内にその旨を申し出てください。

(4) 試験についての問合せは、神奈川県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターから試験事務の一部の委託を受けている一般社団法人神奈川県建築士会の試験専用電話((045) 201-1285)にしてください。

販売機設置場所の貸付けの一般競争入札を中止します。

令和 2 年 3 月 13 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 入札を中止する件名

自動販売機設置場所の貸付け (6 件)

2 問合せ先

横浜市中区日本大通33 神奈川県住宅供給公社ビル 7 階 神奈川県教育委員会教育局行政部財務課予算・経理グループ 電話 (045) 210-1111 内線8110

入 札 公 告

入札の中止の公告

令和 2 年 2 月 25 日付け神奈川県公報定期第 83 号で公告した自動